第 83 号議案

公の施設の区域外設置に関する協議の件

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の3第1項の規定に基づき、三田市が公の施設である病院を本市の区域内に設置することについて、次のとおり三田市と協議を行う。

令和7年11月27日提出

神戸市長 久 元 喜 造

1 設置の目的

三田市民病院と済生会兵庫県病院の再編統合による急性期医療の確保のため。

2 設置場所

神戸市北区長尾町宅原3861番他 (別図のとおり)

3 経費の負担

病院の設置に係る経費の負担に関しては、令和5年3月31日付「三田市民病院と済生会兵庫県病院の再編統合に係る基本協定書」の定めによるものとする。

4 利用者の範囲

公衆の用に供されるべきものであるため、利用者の範囲に制限は設けない。



理 由

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の3第1項の協議をするに当たり、 同条第3項の規定により、議会の議決を経る必要があるため。

地方自治法 ぬきがき

(公の施設の区域外設置及び他の団体の公の施設の利用)

第244条の3 普通地方公共団体は、その区域外においても、また、関係普通地方公共団体との協議により、公の施設を設けることができる。

- 2 [略]
- 3 前2項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

(参考 2)

三田市民病院と済生会兵庫県病院の再編統合に係る基本協定書ぬきがき

三田市(以下「甲」という。)、三田市民病院(以下「乙」という。)、社会福祉法人恩賜財団済生会支部兵庫県済生会(以下「丙」という。)及び神戸市(以下「丁」という。)は、三田市民病院と済生会兵庫県病院(以下「両病院」という。)が再編統合して新たな基幹病院(以下「新統合病院」という。)の整備に向けて協議を進めていくにあたり、その方針を確認するために、次のとおり協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(財政負担)

第7条 新統合病院の整備費は、乙が負担する。ただし、整備費の3分の1に相当する額については、後年度に丙が乙に対して負担することとする。

2、3 [略]

(財政支援)

第8条 丁は、北神地域の急性期医療を確保するため、次の各号に掲げる財政支援を行う。

- (1) 新統合病院の整備費から、乙が発行する病院事業債の元利償還金に対して甲に措置される 普通交付税相当額を控除した金額相当額のうち、救急医療及び周産期医療に係る病床分を対 象に、両病院の入院患者総数に占める神戸市民の入院患者の割合により算出した額を甲に対 して支援する。
- (2) [略]
- (3) 新統合病院の用地取得費から乙が発行する病院事業債の元利償還金に対して甲に措置される普通交付税措置相当額を控除した金額相当額を甲に対して支援する。
- 2 「略]